

別添

福島第二原子力発電所 計量管理規定 変更比較表

東京電力ホールディングス株式会社

福島第二原子力発電所 計量管理規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>昭和55年 9月18日 (認可番号55安(保障)第2377号) 昭和57年 6月 3日 1次改正(認可番号57安(保障)第2181号) 昭和59年 9月13日 2次改正(認可番号59安(保障)第3338号) 昭和61年 4月11日 3次改正(認可番号61安(保障)第2060号) 昭和62年 8月25日 4次改正(認可番号62安(保障)第3190号) 昭和63年10月 1日 5次改正(認可番号63安(保障)第5421号) 平成 7年 3月 1日 6次改正(認可番号 7安(保障)第1591号) 平成 8年 2月27日 7次改正(認可番号 8安(保障)第 282号) 平成 8年 6月27日 8次改正(認可番号 8安(保障)第3431号) 平成 9年10月 1日 9次改正(認可番号 9原(保障)第2552号) 平成12年 3月31日10次改正(認可番号12原(保障)第2395号) 平成16年 6月18日11次改正(認可番号16 諸文科科 第1238号) 平成18年12月25日12次改正(認可番号18 諸文科科 第3472号) 平成20年10月 9日13次改正(認可番号20 諸文科科 第3024号) 平成25年 8月30日14次改正(認可番号 原規保発第1308304号) 平成26年 4月 1日15次改正(認可番号 原規放発第1403258号) 平成26年10月22日16次改正(認可番号 原規放発第1410173号) 平成28年 3月28日17次改正(認可番号 原規放発第1603283号)</p>	<p>昭和55年 9月18日 (認可番号55安(保障)第2377号) 昭和57年 6月 3日 1次改正(認可番号57安(保障)第2181号) 昭和59年 9月13日 2次改正(認可番号59安(保障)第3338号) 昭和61年 4月11日 3次改正(認可番号61安(保障)第2060号) 昭和62年 8月25日 4次改正(認可番号62安(保障)第3190号) 昭和63年10月 1日 5次改正(認可番号63安(保障)第5421号) 平成 7年 3月 1日 6次改正(認可番号 7安(保障)第1591号) 平成 8年 2月27日 7次改正(認可番号 8安(保障)第 282号) 平成 8年 6月27日 8次改正(認可番号 8安(保障)第3431号) 平成 9年10月 1日 9次改正(認可番号 9原(保障)第2552号) 平成12年 3月31日10次改正(認可番号12原(保障)第2395号) 平成16年 6月18日11次改正(認可番号16 諸文科科 第1238号) 平成18年12月25日12次改正(認可番号18 諸文科科 第3472号) 平成20年10月 9日13次改正(認可番号20 諸文科科 第3024号) 平成25年 8月30日14次改正(認可番号 原規保発第1308304号) 平成26年 4月 1日15次改正(認可番号 原規放発第1403258号) 平成26年10月22日16次改正(認可番号 原規放発第1410173号) 平成28年 3月28日17次改正(認可番号 原規放発第1603283号) <u>令和 3年 月 日18次改正(認可番号 原規放発第 号)</u></p>	<p>・施行期日の追加に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 計量管理規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第2編 原子炉の設置又は運転の用に供する核燃料物質に関する計量管理</p> <p>第1章 組織及び職務</p> <p>(計量管理責任者)</p> <p>第5条 原子炉の設置又は運転の用に供する核燃料物質(以下この編において「核燃料物質」という。)の計量管理を適切に行うために、発電所に計量管理責任者をおく。</p> <p>2 計量管理責任者は、<u>燃料GM</u>とする。</p> <p>3 計量管理責任者の上位職の者は、計量管理責任者に疾病その他やむを得ない事由が見込まれる場合には、あらかじめ計量管理責任者の代行者を指名するなど、計量管理に関する業務を滞りなく遂行できるよう必要な措置を講じる。</p> <p>(計量管理組織)</p> <p>第6条 発電所における計量管理に関する組織は、別図1に定めるとおりとする。</p> <p>(職 務)</p> <p>第7条 発電所における計量管理に関する業務に携わる者の職務は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 発電所長(以下「所長」という。)は、発電所における計量管理に関する業務が適切に実施されるための指揮、監督等の総括業務を行うものとする。</p> <p>(2) 計量管理責任者は、核燃料物質の計量管理に関する業務の適切な実施又は取りまとめを行うものとする。</p> <p>(3) 本社・原子力運営管理部燃料管理GMは、核燃料物質の計量管理に関する業務について計量管理責任者を支援、指導するものとする。</p> <p>第2章 核燃料物質計量管理区域</p> <p>(設定及びその符号)</p> <p>第8条 発電所の原子炉及びその附属施設ごとに、核燃料物質計量管理区域(以下「MBA」という。)を設定する。</p> <p>2 MBA及びその符号は、別表2に定めるとおりとする。</p> <p>第3章 主要測定点</p> <p>(設定及びその符号)</p> <p>第9条 各MBA内に計量管理を行うための主要測定点(以下「KMP」という。)を設定する。</p> <p>2 KMP及びその符号は、別図2に定めるとおりとする。</p>	<p>第2編 原子炉の設置又は運転の用に供する核燃料物質に関する計量管理</p> <p>第1章 組織及び職務</p> <p>(計量管理責任者)</p> <p>第5条 原子炉の設置又は運転の用に供する核燃料物質(以下この編において「核燃料物質」という。)の計量管理を適切に行うために、発電所に計量管理責任者をおく。</p> <p>2 計量管理責任者は、<u>燃料・輸送GM</u>とする。</p> <p>3 計量管理責任者の上位職の者は、計量管理責任者に疾病その他やむを得ない事由が見込まれる場合には、あらかじめ計量管理責任者の代行者を指名するなど、計量管理に関する業務を滞りなく遂行できるよう必要な措置を講じる。</p> <p>(計量管理組織)</p> <p>第6条 発電所における計量管理に関する組織は、別図1に定めるとおりとする。</p> <p>(職 務)</p> <p>第7条 発電所における計量管理に関する業務に携わる者の職務は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 発電所長(以下「所長」という。)は、発電所における計量管理に関する業務が適切に実施されるための指揮、監督等の総括業務を行うものとする。</p> <p>(2) 計量管理責任者は、核燃料物質の計量管理に関する業務の適切な実施又は取りまとめを行うものとする。</p> <p>(3) 本社・原子力運営管理部燃料管理GMは、核燃料物質の計量管理に関する業務について計量管理責任者を支援、指導するものとする。</p> <p>第2章 核燃料物質計量管理区域</p> <p>(設定及びその符号)</p> <p>第8条 発電所の原子炉及びその附属施設ごとに、核燃料物質計量管理区域(以下「MBA」という。)を設定する。</p> <p>2 MBA及びその符号は、別表2に定めるとおりとする。</p> <p>第3章 主要測定点</p> <p>(設定及びその符号)</p> <p>第9条 各MBA内に計量管理を行うための主要測定点(以下「KMP」という。)を設定する。</p> <p>2 KMP及びその符号は、別図2に定めるとおりとする。</p>	<p>・組織改編に伴う変更</p>

下線：変更箇所

福島第二原子力発電所 計量管理規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(払出し手続)</p> <p>第20条 計量管理責任者は、核燃料物質を各MBAから払出す場合は、各MBAからの核燃料物質の搬出が完了した時点をもって払出しが行われるものとし、当該核燃料物質に関する記録に基づき、核燃料物質の種類及び数量の確認並びに同定を行うとともに、必要に応じ第7章に定める測定を実施するものとする。</p> <p>2 計量管理責任者は、発電所外に払出しを行う場合、前項の確認等に基づき、核燃料物質移動通知書を作成するとともに、払出し先に通知するものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、海外へ核燃料物質を払出す場合は、海外施設への核燃料物質の移転に係る書類をもって核燃料物質移動通知書にかえることができるものとする。</p> <p>4 計量管理責任者は、核燃料物質を払出した場合は、第9章に定めるところにより必要な記録を行うものとする。</p> <p>5 核燃料物質移動通知書には、次に定める事項を含むものとする。</p> <p>(1) 払出し先の事業者名、所在地</p> <p>(2) 受取り責任者名</p> <p>(3) 核燃料物質のバッチ符号、種類、数量、供給当事国別管理区分及び燃焼度</p> <p>(事故損失及び事故増加の手続)</p> <p>第21条 計量管理責任者は、事故等の不測の事態が発生したことにより核燃料物質の損失若しくは増加が生じた場合又は生じたと見なされる場合は、これを事故損失又は事故増加とし、速やかに所長に報告するとともに、その原因並びに核燃料物質の種類及び数量等を確認するものとする。</p> <p>2 計量管理責任者は、事故損失又は事故増加が発生した場合は、第9章に定めるところにより必要な記録を行うものとする。</p> <p>(保管及び貯蔵の手続)</p> <p>第22条 計量管理責任者は、核燃料物質を保管又は貯蔵する場合は、当該核燃料物質の員数勘定及び必要な場合は同定を行うものとする。</p> <p>2 計量管理責任者は、核燃料物質を保管又は貯蔵した場合は、第9章に定めるところにより必要な記録を行うものとする。</p> <p>(試料の収去及び保管の手続)</p> <p>第23条 計量管理責任者は、法律第61条の8の2第2項及び法律第61条の23の7第2項又は法律第68条第1項、第5項、第8項及び第9項の規定に基づき、原子力規制委員会の指定するその職員若しくは指定保障措置検査等実施機関の検査員又は国際原子力機関の指定する者若しくは国際規制物資の供給当事国政府の指定する者（以下「査察官等」という。）から試料の収去を求められた場合は、これに協力するものとする。</p> <p>2 計量管理責任者は、収去された試料について査察官等から保管を依頼された場合は、これを保管するものとする。</p> <p>3 計量管理責任者は、試料が収去された場合は、必要な記録を行うものとする。</p>	<p>(払出し手続)</p> <p>第20条 計量管理責任者は、核燃料物質を各MBAから払出す場合は、各MBAからの核燃料物質の搬出が完了した時点をもって払出しが行われるものとし、当該核燃料物質に関する記録に基づき、核燃料物質の種類及び数量の確認並びに同定を行うとともに、必要に応じ第7章に定める測定を実施するものとする。</p> <p>2 計量管理責任者は、発電所外に払出しを行う場合、前項の確認等に基づき、核燃料物質移動通知書を作成するとともに、払出し先に通知するものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、海外へ核燃料物質を払出す場合は、海外施設への核燃料物質の移転に係る書類をもって核燃料物質移動通知書にかえることができるものとする。</p> <p>4 計量管理責任者は、核燃料物質を払出した場合は、第9章に定めるところにより必要な記録を行うものとする。</p> <p>5 核燃料物質移動通知書には、次に定める事項を含むものとする。</p> <p>(1) 払出し先の事業者名、所在地</p> <p>(2) 受取り責任者名</p> <p>(3) 核燃料物質のバッチ符号、種類、数量、供給当事国別管理区分及び燃焼度</p> <p>(事故損失及び事故増加の手続)</p> <p>第21条 計量管理責任者は、事故等の不測の事態が発生したことにより核燃料物質の損失若しくは増加が生じた場合又は生じたと見なされる場合は、これを事故損失又は事故増加とし、速やかに所長に報告するとともに、その原因並びに核燃料物質の種類及び数量等を確認するものとする。</p> <p>2 計量管理責任者は、事故損失又は事故増加が発生した場合は、第9章に定めるところにより必要な記録を行うものとする。</p> <p>(保管及び貯蔵の手続)</p> <p>第22条 計量管理責任者は、核燃料物質を保管又は貯蔵する場合は、当該核燃料物質の員数勘定及び必要な場合は同定を行うものとする。</p> <p>2 計量管理責任者は、核燃料物質を保管又は貯蔵した場合は、第9章に定めるところにより必要な記録を行うものとする。</p> <p>(試料の収去及び保管の手続)</p> <p>第23条 計量管理責任者は、法律第61条の8の2第2項及び法律第61条の23の7第2項又は法律第68条第1項、第4項、第7項及び第8項の規定に基づき、原子力規制委員会の指定する当該職員若しくは指定保障措置検査等実施機関の検査員又は国際原子力機関の指定する者若しくは国際規制物資の供給当事国政府の指定する者（以下「査察官等」という。）から試料の収去を求められた場合は、これに協力するものとする。</p> <p>2 計量管理責任者は、収去された試料について査察官等から保管を依頼された場合は、これを保管するものとする。</p> <p>3 計量管理責任者は、試料が収去された場合は、必要な記録を行うものとする。</p>	<p>・法律改正に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 計量管理規定 変更比較表

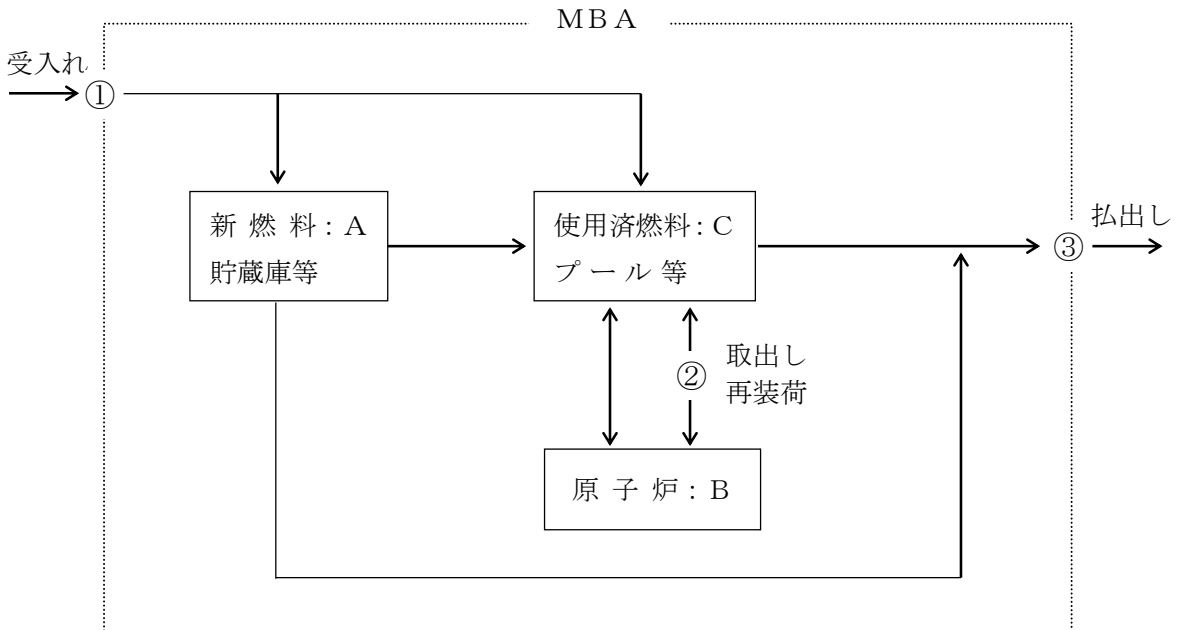
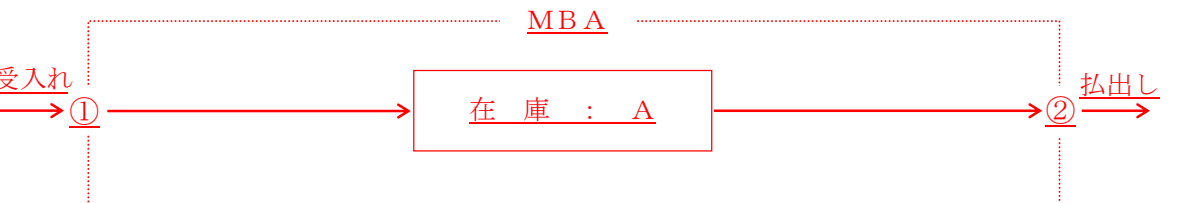
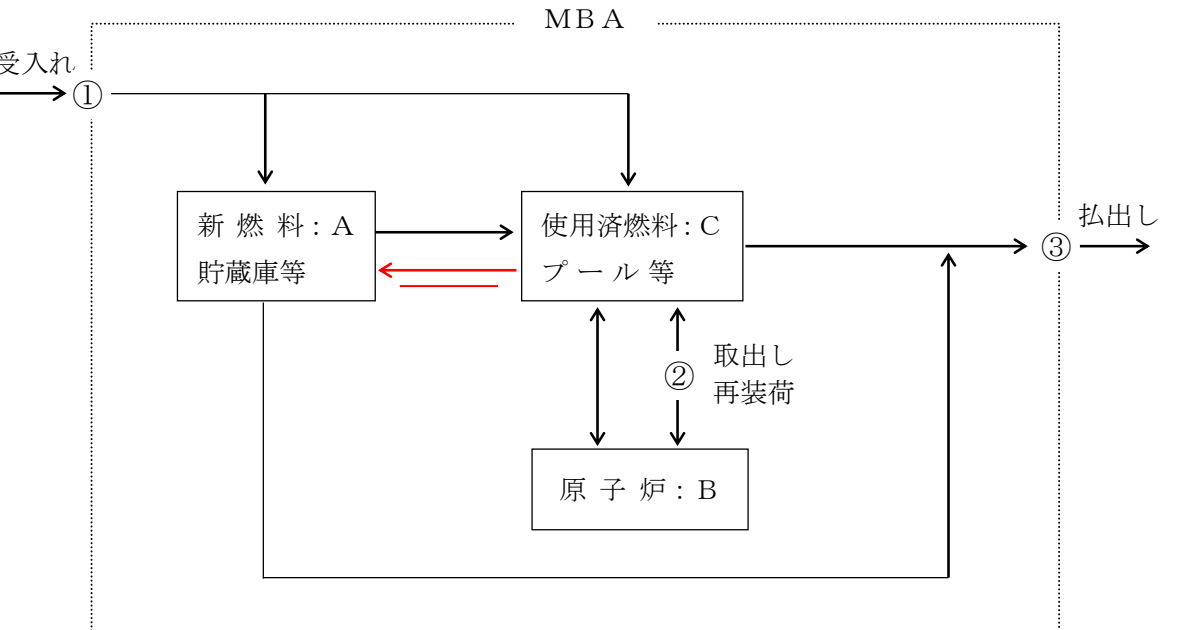
変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第11章 国際約束の遵守等に係る事項</p> <p>(設計情報質問表等の保管) 第45条 計量管理責任者は、原子力規制委員会から通知のあった、発電所の各施設に係る設計情報質問表及び施設付属書を発電所に備えておくものとする。</p> <p>(設計情報質問表の変更) 第46条 計量管理責任者は、別表9に定める設計情報質問表の変更及び別表9によらない設計情報質問表の変更に関連する情報について、別表10の定めるところにより、原子力規制委員会に連絡するものとする。 2 計量管理責任者は、前項の場合において原子力規制委員会から要請があったときは、必要な協力を行うものとする。</p> <p>(供給当事国等の確認) 第47条 計量管理責任者は、海外から核燃料物質を受入れる場合、核燃料物質の供給当事国別管理に必要があるときは、当該核燃料物質の種類及び数量並びに供給当事国別管理に関する情報についてあらかじめ国際約束に基づく連絡を受けていることを確認するものとする。</p> <p>(封印及び監視装置) 第48条 計量管理責任者は、査察官等が、法律第61条の8の2第2項及び法律第61条の23の7第2項又は法律第68条第11項、第12項、第13項及び第14項の規定に基づき取付けた封印又は監視装置を取外す必要が生じた場合は、あらかじめ、ただしやむをえない場合には取外し後速やかに、次に定める事項を原子力規制委員会へ連絡するものとする。 (1) 封印又は監視装置の取外しの日時 (2) 封印又は監視装置の取外しの理由 (3) 封印又は監視装置の番号 2 前項の規定にかかわらず、原子力規制委員会から連絡の必要がないとあらかじめ通知された封印については、取外しについての連絡を行う必要がないものとする。ただし、この場合、前項各号の事項を記録するものとする。</p> <p>(連 絡) 第49条 計量管理責任者は、次に定める事項に関し支障が生じた場合又はそのおそれがある場合は、その状況について速やかに原子力規制委員会へ連絡するものとする。 (1) 第23条第1項及び第2項に定める試料の収去及び保管 (2) 第48条第1項に定める封印又は監視装置の管理</p>	<p>第11章 国際約束の遵守等に係る事項</p> <p>(設計情報質問表等の保管) 第45条 計量管理責任者は、原子力規制委員会から通知のあった、発電所の各施設に係る設計情報質問表及び施設付属書を発電所に備えておくものとする。</p> <p>(設計情報質問表の変更) 第46条 計量管理責任者は、別表9に定める設計情報質問表の変更及び別表9によらない設計情報質問表の変更に関連する情報について、別表10の定めるところにより、原子力規制委員会に連絡するものとする。 2 計量管理責任者は、前項の場合において原子力規制委員会から要請があったときは、必要な協力を行うものとする。</p> <p>(供給当事国等の確認) 第47条 計量管理責任者は、海外から核燃料物質を受入れる場合、核燃料物質の供給当事国別管理に必要があるときは、当該核燃料物質の種類及び数量並びに供給当事国別管理に関する情報についてあらかじめ国際約束に基づく連絡を受けていることを確認するものとする。</p> <p>(封印及び監視装置) 第48条 計量管理責任者は、査察官等が、法律第61条の8の2第2項及び法律第61条の23の7第2項又は法律第68条第10項、第11項、第12項及び第13項の規定に基づき取付けた封印又は監視装置を取外す必要が生じた場合は、あらかじめ、ただしやむをえない場合には取外し後速やかに、次に定める事項を原子力規制委員会へ連絡するものとする。 (1) 封印又は監視装置の取外しの日時 (2) 封印又は監視装置の取外しの理由 (3) 封印又は監視装置の番号 2 前項の規定にかかわらず、原子力規制委員会から連絡の必要がないとあらかじめ通知された封印については、取外しについての連絡を行う必要がないものとする。ただし、この場合、前項各号の事項を記録するものとする。</p> <p>(連 絡) 第49条 計量管理責任者は、次に定める事項に関し支障が生じた場合又はそのおそれがある場合は、その状況について速やかに原子力規制委員会へ連絡するものとする。 (1) 第23条第1項及び第2項に定める試料の収去及び保管 (2) 第48条第1項に定める封印又は監視装置の管理</p>	<p>・法律改正に伴う変更</p>

下線：変更箇所

福島第二原子力発電所 計量管理規定 変更比較表

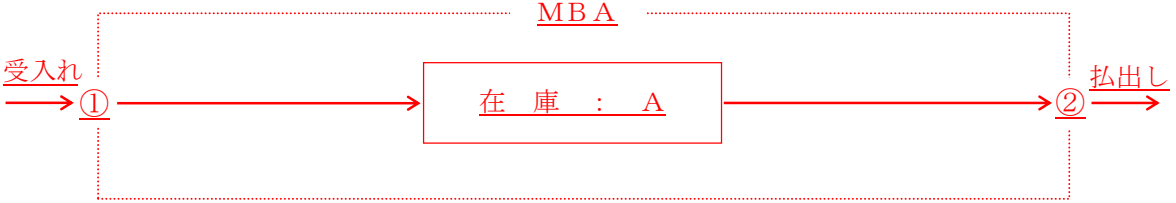
更 前 付 則	変 更 後 付 則	備 考
<p>(施行期日) 第1条 この規定は、<u>平成28年 4月 1日</u>から施行する。</p>	<p>(施行期日) 第1条 この規定は、<u>令和 3年 月 日</u>から施行する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、適切な日に施行するものとする。

福島第二原子力発電所 計量管理規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">別図-2 KMP及びその符号 (第9条, 第54条関係)</p> <p>(1) 原子炉の設置又は運転の用に供する核燃料物質に関するMBAにおけるKMP</p>  <p>注1：取出し後再装荷するバッチについては，取出し時の核的生成量及び核的損耗量に負符号を付した値をKMP 2で取扱うものとする。</p> <p>注2：払出し時のプルトニウム 241 の崩壊による核的損耗量は，KMP 2で取扱うものとする。</p> <p>注3：区分変更はKMP 2で取扱うものとする。</p> <p>注4：事故増加はKMP 1，事故損失はKMP 3で取扱うものとする。</p> <p>注5：新燃料輸送容器中の核燃料物質はKMP Aで取扱い，使用済燃料輸送容器中の核燃料物質はKMP Cで取扱うものとする。</p> <p>(2) <u>使用の許可を受けた核燃料物質に関するMBAにおけるKMP</u></p>  <p>注1：<u>保障措置免除はKMP 2，保障措置再適用はKMP 1で取扱うものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">別図-2 KMP及びその符号 (第9条, 第54条関係)</p> <p>(1) 原子炉の設置又は運転の用に供する核燃料物質に関するMBAにおけるKMP</p>  <p>注1：取出し後再装荷するバッチについては，取出し時の核的生成量及び核的損耗量に負符号を付した値をKMP 2で取扱うものとする。</p> <p>注2：払出し時のプルトニウム 241 の崩壊による核的損耗量は，KMP 2で取扱うものとする。</p> <p>注3：区分変更はKMP 2で取扱うものとする。</p> <p>注4：事故増加はKMP 1，事故損失はKMP 3で取扱うものとする。</p> <p>注5：新燃料輸送容器中の核燃料物質はKMP Aで取扱い，使用済燃料輸送容器中の核燃料物質はKMP Cで取扱うものとする。</p> <p><u>注6：KMP CからKMP Aへの移動は，使用済燃料プールに保管している新燃料に限るものとする。</u></p> <p>・使用済燃料プール等 (KMP-C) から新燃料貯蔵庫等 (KMP-A) への燃料移動に伴う矢印の追加による変更</p> <p>・使用済燃料プール等 (KMP-C) から新燃料貯蔵庫等 (KMP-A) への燃料移動に伴う注記6の追加による変更</p> <p>・別図-2 (2)は次頁に移動</p>	

下線：変更箇所

福島第二原子力発電所 計量管理規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
なし	<p><u>(2) 使用の許可を受けた核燃料物質に関するMBAにおけるKMP</u></p>  <p><u>注1：保障措置免除はKMP 2，保障措置再適用はKMP 1で取扱うものとする。</u></p> <p><u>注2：事故増加はKMP 1，事故損失はKMP 2で取扱うものとする。</u></p>	<p>・前頁からの移動による新規頁追加及び記載適正化</p>

福島第二原子力発電所 計量管理規定 変更比較表

変更前		変更後		備考
<p><u>注2：事故増加はKMP 1，事故損失はKMP 2で取扱うものとする。</u></p> <p>別表－1 用語の定義（第3条関係）</p>		<p>別表－1 用語の定義（第3条関係）</p>		<p>・記載適正化のため前頁へ移動。</p>
用語	定義	用語	定義	
1. 核燃料物質の種類	<p>高濃縮ウラン（濃縮度 20% 以上のウラン）</p> <p>低濃縮ウラン（濃縮度 20% 未満かつ 0.711%より大きいウラン）</p> <p>天然ウラン（天然に産するウラン）</p> <p>劣化ウラン（濃縮度 0.711%以下で天然ウランでないウラン）</p> <p>プルトニウム</p>	1. 核燃料物質の種類	<p>高濃縮ウラン（濃縮度 20% 以上のウラン）</p> <p>低濃縮ウラン（濃縮度 20% 未満かつ 0.711%より大きいウラン）</p> <p>天然ウラン（天然に産するウラン）</p> <p>劣化ウラン（濃縮度 0.711%以下で天然ウランでないウラン）</p> <p>プルトニウム</p>	
2. 特定核分裂性物質	<p>高濃縮ウラン，低濃縮ウラン，天然ウラン及び劣化ウランにあつてはウラン 235，プルトニウムにあつてはプルトニウム 239及びプルトニウム 241</p>	2. 特定核分裂性物質	<p>高濃縮ウラン，低濃縮ウラン，天然ウラン及び劣化ウランにあつてはウラン 235，プルトニウムにあつてはプルトニウム 239及びプルトニウム 241</p>	
3. 新日米協定	<p>「原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」（昭和63年条約第5号）</p>	3. 新日米協定	<p>「原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」（昭和63年条約第5号）</p>	
4. 旧日米協定	<p>「原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」（昭和33年条約第13号）及び</p> <p>「原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」（昭和43年条約第14号）</p>	4. 旧日米協定	<p>「原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」（昭和33年条約第13号）及び</p> <p>「原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」（昭和43年条約第14号）</p>	
5. 設計情報質問表 (DIQ: Design Information Questionnaire)	<p>「核兵器の不拡散に関する条約第3条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定」（昭和52年条約第13号）の第8条及び第42条～第50条の規定に基づき日本国政府が国際原子力機関へ提供する原子力施設の特徴に関する情報を記載した文書</p>	5. 設計情報質問表 (DIQ: Design Information Questionnaire)	<p>「核兵器の不拡散に関する条約第3条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定」（昭和52年条約第13号）の第8条及び第42条～第50条の規定に基づき日本国政府が国際原子力機関へ提供する原子力施設の特徴に関する情報を記載した文書</p>	
6. 施設付属書 (FA:Facility Attachment)	<p>「核兵器の不拡散に関する条約第3条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定」（昭和52年条約第13号）の第39条の規定に基づき日本国政府と国際原子力機関との間で作成された補助取極の中で原子力施設の保障措置の具体的方法を記載した文書</p>	6. 施設付属書 (FA:Facility Attachment)	<p>「核兵器の不拡散に関する条約第3条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定」（昭和52年条約第13号）の第39条の規定に基づき日本国政府と国際原子力機関との間で作成された補助取極の中で原子力施設の保障措置の具体的方法を記載した文書</p>	

下線：変更箇所

福島第二原子力発電所 計量管理規定 変更比較表

変 更 前			変 更 後			備 考
別表－5 測定機器の校正（第29条関係）			別表－5 測定機器の校正（第29条関係）			・法令改正に伴う変更
測定機器	校正時期又は頻度	校正方法	測定機器	校正時期又は頻度	校正方法	
給水流量計	施設定期検査時	模擬入力信号による校正	給水流量計	定期事業者検査時	模擬入力信号による校正	
原子炉圧力計	施設定期検査時	模擬入力信号による校正	原子炉圧力計	定期事業者検査時	模擬入力信号による校正	
局部出力領域モニタ	燃焼度の増分が1,000Mwd/tに1回。ただし250Mwd/tの範囲内で延長することができる。	移動型炉内モニタ（T I P）による校正	局部出力領域モニタ	燃焼度の増分が1,000Mwd/tに1回。ただし250Mwd/tの範囲内で延長することができる。	移動型炉内モニタ（T I P）による校正	

福島第二原子力発電所 計量管理規定 変更比較表

変更前				変更後				備考	
報告等の種類	提出時期	概要	報告等の根拠	報告等の種類	提出時期	概要	報告等の根拠		
6. 核燃料物質受払計画等報告書	当該期間の開始前まで	受払いに関する計画及び実在庫量の確認の実施に関する計画を1月1日から6月30日までの期間及び7月1日から12月31日までの期間について報告	法律 第67条第1項 規則 第7条第15項 (使用の許可を受けた核燃料物質については第7条第17項も適用)	6. 核燃料物質受払計画等報告書	当該期間の開始前まで	受払いに関する計画及び実在庫量の確認の実施に関する計画を1月1日から6月30日までの期間及び7月1日から12月31日までの期間について報告	法律 第67条第1項 規則 第7条第15項 (使用の許可を受けた核燃料物質については第7条第17項も適用)		
7. 核燃料物質受払計画等報告書(変更)	変更後すみやかに	既に提出した上記6の報告書の記載内容に変更が生じたときはその内容について報告	法律 第67条第1項 規則 第7条第16項 (使用の許可を受けた核燃料物質については第7条第17項も適用)	7. 核燃料物質受払計画等報告書(変更)	変更後すみやかに	既に提出した上記6の報告書の記載内容に変更が生じたときはその内容について報告	法律 第67条第1項 規則 第7条第16項 (使用の許可を受けた核燃料物質については第7条第17項も適用)		
8. 核燃料物質輸入(輸出)実施計画報告書	輸入又は輸出実施予定日前	核燃料物質を輸入し、又は輸出する場合に、相手国名及び予定数量等について報告	法律 第67条第1項 規則 第7条第18項	8. 核燃料物質輸入(輸出)実施計画報告書	輸入又は輸出実施予定日前	核燃料物質を輸入し、又は輸出する場合に、相手国名及び予定数量等について報告	法律 第67条第1項 規則 第7条第18項		
9. 国際規制物資の使用の届出	あらかじめ	代表者の氏名、事業所の名称及び所在地、国際規制物資の種類及び数量、予定使用期間等について届出	法律 第61条の3 第4項 規則 第1条の3	9. 国際規制物資の使用の届出	あらかじめ	代表者の氏名、事業所の名称及び所在地、国際規制物資の種類及び数量、予定使用期間等について届出	法律 第61条の3 第4項 規則 第1条の3		
10. 核燃料物質の事故損失に係る報告書	<u>発生後遅滞なく</u>	核燃料物質の事故損失(国際約束に基づく保障措置の適用上支障のない軽微なものを除く。)が生じたときは、その状況、その原因及びそれに対して採った措置について報告	法律 第67条第1項 規則 第7条第29項	10. 核燃料物質の事故損失の発生等に係る報告書	<u>発見後直ちに</u>	核燃料物質の事故損失(国際約束に基づく保障措置の運用上支障のない軽微なものを除く。)が生じたとき又は法律第六十一条の八の二第二項第四号若しくは法律第六十八条第十項から第十三項までの規定によりされた封印(紙製のものを除く。)若しくは取り付けられた装置が正当な理由なく取り外され若しくは毀損されていることを発見したときは、その旨を報告	法律 第67条第1項 規則 第7条第29項		・法令改正に伴う追加
11. サイト内建物報告書	毎年12月31日から1月以内	毎年12月31日現在のサイト内の建物の概要及び配置等について報告	法律 第67条第1項 規則 第7条第32項						・No.10の新規追加に伴い変更前のNo.10以降のNo.を繰り下げ
12. 施設操業計画報告書	当該期間の初日の2月前まで	操業に関する計画を1月1日から6月30日までの期間及び7月1日から12月31日までの期間について報告	法律 第67条第1項 規則 第7条第14項						・No.11以降は次頁に移動

下線：変更箇所

福島第二原子力発電所 計量管理規定 変更比較表

変更前	変更後				備考																
なし	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1406 363 1694 401">報告等の種類</th> <th data-bbox="1694 363 1923 401">提出時期</th> <th data-bbox="1923 363 2312 401">概要</th> <th data-bbox="2312 363 2540 401">報告等の根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1406 401 1694 926">11. 核燃料物質の事故損失等に係る報告書</td> <td data-bbox="1694 401 1923 926"><u>発見後30日以内</u></td> <td data-bbox="1923 401 2312 926">核燃料物質の事故損失（国際約束に基づく保障措置の運用上支障のない軽微なものを除く。）が生じたとき又は<u>法律第六十一条の八の二第二項第四号若しくは法律第六十八条第十項から第十三項までの規定によりされた封印（紙製のものを除く。）若しくは取り付けられた装置が正当な理由なく取り外され若しくは毀損されていることを発見したときは</u>、その状況、その原因及びそれに対して採った措置について報告</td> <td data-bbox="2312 401 2540 926">法律第67条第1項規則第7条第29項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1406 926 1694 1068">12. サイト内建物報告書</td> <td data-bbox="1694 926 1923 1068">毎年12月31日から1月以内</td> <td data-bbox="1923 926 2312 1068">毎年12月31日現在のサイト内の建物の概要及び配置等について報告</td> <td data-bbox="2312 926 2540 1068">法律第67条第1項規則第7条第<u>34</u>項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1406 1068 1694 1253">13. 施設操業計画報告書</td> <td data-bbox="1694 1068 1923 1253">当該期間の初日の2月前まで</td> <td data-bbox="1923 1068 2312 1253">操業に関する計画を1月1日から6月30日までの期間及び7月1日から12月31日までの期間について報告</td> <td data-bbox="2312 1068 2540 1253">法律第67条第1項規則第7条第14項</td> </tr> </tbody> </table>				報告等の種類	提出時期	概要	報告等の根拠	11. 核燃料物質の事故損失等に係る報告書	<u>発見後30日以内</u>	核燃料物質の事故損失（国際約束に基づく保障措置の運用上支障のない軽微なものを除く。）が生じたとき又は <u>法律第六十一条の八の二第二項第四号若しくは法律第六十八条第十項から第十三項までの規定によりされた封印（紙製のものを除く。）若しくは取り付けられた装置が正当な理由なく取り外され若しくは毀損されていることを発見したときは</u> 、その状況、その原因及びそれに対して採った措置について報告	法律第67条第1項規則第7条第29項	12. サイト内建物報告書	毎年12月31日から1月以内	毎年12月31日現在のサイト内の建物の概要及び配置等について報告	法律第67条第1項規則第7条第 <u>34</u> 項	13. 施設操業計画報告書	当該期間の初日の2月前まで	操業に関する計画を1月1日から6月30日までの期間及び7月1日から12月31日までの期間について報告	法律第67条第1項規則第7条第14項	<ul style="list-style-type: none"> ・前頁からの移動による新規頁追加 ・法令改正に伴う変更 ・法令改正に伴う変更
報告等の種類	提出時期	概要	報告等の根拠																		
11. 核燃料物質の事故損失等に係る報告書	<u>発見後30日以内</u>	核燃料物質の事故損失（国際約束に基づく保障措置の運用上支障のない軽微なものを除く。）が生じたとき又は <u>法律第六十一条の八の二第二項第四号若しくは法律第六十八条第十項から第十三項までの規定によりされた封印（紙製のものを除く。）若しくは取り付けられた装置が正当な理由なく取り外され若しくは毀損されていることを発見したときは</u> 、その状況、その原因及びそれに対して採った措置について報告	法律第67条第1項規則第7条第29項																		
12. サイト内建物報告書	毎年12月31日から1月以内	毎年12月31日現在のサイト内の建物の概要及び配置等について報告	法律第67条第1項規則第7条第 <u>34</u> 項																		
13. 施設操業計画報告書	当該期間の初日の2月前まで	操業に関する計画を1月1日から6月30日までの期間及び7月1日から12月31日までの期間について報告	法律第67条第1項規則第7条第14項																		

下線：変更箇所